

お知らせ

ワシントン条約：アメリカ合衆国における象牙の輸入に関する国内措置の厳格化について

2025 年 8 月 8 日

経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約事務局より、2014 年 10 月 10 日付けでアメリカ合衆国の象牙の輸入に関する国内措置の厳格化に関する通知(No. 2014/045)が発出されています。

No. 2014/045

<https://cites.org/sites/default/files/notif/E-Notif-2014-045.pdf>

【参考】アメリカ合衆国からの通知(No. 2014/045)について(和訳)

・アメリカ合衆国は、2014 年 5 月 15 日以降、アフリカゾウの象牙の輸入を原則として禁止。

・ただし、以下の場合には輸入が許可される：

- a) 法執行目的のために、連邦、州、または部族政府機関の職員または代理人によって生のまたは加工されたアフリカゾウの象牙が輸入される場合；
- b) 種の保全に寄与する真の科学的目的のために生の又は加工されたアフリカゾウの象牙が輸入される場合；
- c) 加工されたアフリカゾウの象牙が楽器の一部として輸入される場合、以下の条件を満たす必要がある：
 - i) 象牙は 1976 年 2 月 26 日以前に合法的に取得されたものであること；
 - ii) 象牙は 2014 年 2 月 25 日以降、金銭的利益のために他の人に譲渡されていないこと；
 - iii) 輸入する人または団体が CITES 楽器証明書の資格を有していること；
 - iv) 楽器は有効な CITES 楽器証明書または CITES 決議 Conf. 16.8 の要件を満たす同等の CITES 文書を伴うこと；
- d) 加工されたアフリカゾウの象牙が移動展示の一部として輸入される場合、以下の条件を満たす必要があります：
 - i) 象牙は 1976 年 2 月 26 日以前に合法的に取得されたものであること；
 - ii) 象牙は 2014 年 2 月 25 日以降、金銭的利益のために他の人に譲渡されていないこと；
 - iii) 輸入する人または団体が CITES 旅行展証明書の資格を有していること；
 - iv) 輸入されるアイテムは有効な CITES 旅行展証明書または CITES 決議 Conf. 12.3 (Rev. CoP16) の要件を満たす同等の CITES 文書を伴うこと；
- e) 加工されたアフリカゾウの象牙が家庭の引越しや相続の一部として個人使用のために輸入される

場合、以下の条件を満たす必要がある：

- i) 象牙は 1976 年 2 月 26 日以前に合法的に取得されたものであること；
- ii) 象牙は 2014 年 2 月 25 日以降、金銭的利益のために他の人に譲渡されていないこと；
- iii) 有効な CITES 適用前取得を示す証明書を伴うこと；
- f) 合法的に狩猟されたアフリカゾウのスポーツハンティングトロフィー（象牙を含む）はアメリカ合衆国に輸入可能だが、原産国に応じて追加の制限や要件が適用される場合がある（通知第 2014/037 号を参照）。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723